

住宅用火災警報器によって助かる命がある 義務だから設置するのではありません 「安心」を手にするために設置するのです

Interview 島田市消防本部予防課

住宅用火災警報器の詳細を知るため、島田市旗指にある島田市消防本部予防課を訪ねた



住宅用火災警報器を設置する意味

住宅火災による死者数の低減を目的とし、平成18年に消防法が改正。戸建住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器(以下住警器)の設置が義務付けられました。住宅火災は、近年増加の傾向を見せています。その原因として、建築資材が変化してきたことや、石油製品(プラスチック製品)が増えたことなどが考えられます。また、建物の密閉度が上がったこと

も大きな原因でしょう。現在の住宅は、ガスや煙が発生しやすい、室内に充満しやすい構造になっているといえます。火災というのは、いきなり火が大きくなるものではありません。まず煙が出て、しばらく火種がくすぶり続け、ある温度に達すると突然火が大きくなるのです(フラッシュオーバー現象 ※衣類やカーテンなどに火が移った場合は別)。このため、煙が出た時点で火災に気付けば、被害は最小限で済みます。住人が命を落とすことはありません。

今回義務化された住警器が「煙」を感知するタイプなのは、こういった理由があるからです。早い段階で火災に気付くこと。消火作業などの行動を起こせること。そして、逃げ出す時間を稼ぐこと。住警器に科せられた大きな使命です。

進化しつつある住宅用火災警報器

平成18年ごろに販売されて

いた住警器は、警告音だけを発するものでした。また一つ一つの住警器は連動していませんでした。離れた部屋で発生した火災には、気付くことができないものでした。

しかし住警器は改良されつつあります。現在の主流は「ワイヤレス連動型」と呼ばれるもの。このタイプは、ちょうどコードレス電話の親機、子機の関係と同じような仕組みです。どれか一つの住警器が鳴れば、連動するすべての住警器が鳴り出します。このため、子ども部屋で火災が発生した時、離れた部屋で寝ている親も気付くことができます。子ども部屋で増設できます。ほとんどの家に対応できるといえます。

住警器が普及するのに伴い、消防本部への問い合わせも多くなるようになってきました。中でも多いのが、「本当に警報音は聞こえるのか?」という質問です。住警器の音量は80から90デシベルが主流。室内ではかなり大きく聞こえます。実際には、火災が起こった事例では、隣人や通りがかった人が警報音に気付き、通報し

てきたというケースも多くあります。

アメリカは住宅の9割以上が設置

アメリカでは1970年代後半、火災によって年間約6,000人ものが命を落とすようになっていました。このことを重く見たアメリカ当局は、一般住宅への住警器の設置を義務化しました。この設置が進むにつれ、火災による死者数は減少傾向に。現在では、一般住宅の9割以上に住警器が設置されています。死者数も年間約3,000人と、半減しています。

以前、在日米軍の火災予防担当者に、防災に関する講義を受ける機会がありました。そこで教わったことは、アメリカでは「火災予防・対策」について、幼少期から学んでいるということでした。アメリカは自己防衛の国。もし火事に遭遇したらどういう行動をすべきか、住警器が鳴ったらどんな対応をすべきかといったことを、幼いころから学校や家庭で学んでいるのだそうです。アメリカ人は、防災に関する知識が非常に豊富

です。日本人も見習わなければならぬ部分ですね。

島田市消防本部でも、同じような取り組みを始めています。小さいうちから防災の精神を育てたい。まずは火災を起さないこと。万一の保険として住警器を設置すること。警報音が鳴ったらすぐ避難すること。本町の皆さんもぜひ、火災予防や火災対策について、日ごろからご家庭で話し合ってみてください。

助かる「命」を見逃さないために

新築住宅では、建築の段階で必ず住警器を設置しています。しかし既存の住宅については、皆さんのご理解とご協力がが必要です。

「義務になつたから設置しなければならぬ」ではありません。大切な命を守るために、助かる命を見逃さないために設置する必要があります。住警器は、皆さんの日常生活を常に見守っています。いわば「安心」を設置するということ。自分の命、家族の命は、自分たちが守るんだという意識で、住警器を設置していただけたらと思っています。



Suzuki Toshiyuki

島田市消防本部予防課予防係

鈴木寿之 消防司令補

●取り扱う側に聞いてみた

昨年の夏ごろから、住警器を店頭に置くようになりました。少しずつ購入する人は増えていますが、まだまだですね。別の品物を届けに行くついでに設置を勧めることもありますが、その時に初めて義務化を知ったという人も多いです。まずは皆さんに住警器のことを知ってもらわないと。わたしも、できるだけ設置を呼びかけるようにしています。



しみず ますひこ
久野正二さん(上長尾)

悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器の設置義務化をきっかけに、悪質な訪問販売が増加しています。消防署職員、市町村職員などを装い、「法律で決まったから、設置しないとイケない」などと個人宅を訪問。法外な値段で住宅用火災警報器を売り、設置するといった手口が多いようです。

消防署や市町村職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器のあつせんや販売をすることはありません。また、特定の業者に販売を委託することもあります。これらの悪質な業者にはくれぐれも注意してください。

なお、訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合、クーリング・オフ制度の対象になります。契約日を含む8日間以内は契約の解除ができるということも知っておいてください。

